

委託加工貿易による特殊輸入割当申請手続フロー

手続の流れ

水産庁への事前の確認申請(①)を行い、その後、経済産業省への輸入割当・承認申請(②)が必要です。

①水産庁への事前の確認申請手続・審査

水産庁加工流通課に以下の輸入確認申請書、使用原料確認票、添付書類を提出。

輸入確認申請書

○確認項目の記載
商品名、輸入数量、原産地等。また、同一の原料で2回目以降の申請の場合、使用原料確認票の確認番号及び輸入回数

【添付書類】

第三国での加工状況を証明

- ・委託加工貿易契約書の写し
- ・加工日報の写し
- ・第三者の加工証明書の写し
- ・第三国での当該原料の到着、当該製品の出発を証する書類の写し

第三国から日本への貨物の動きを証明

- ・インボイスの写し
- ・船荷証券(B/L)の写し

使用原料確認票

○確認項目の記載(表面)
品目、原産地、インボイス番号、B/L番号、キロ数等)
○原料使用履歴の記載(裏面)
今回使用原料量、原料在庫量等

【添付書類】

原料の漁獲(生産)、流通状況を証明(*)

- ・(日本産原料)日本産原料調達に係る書類及び生産者から輸出者までの原料の数量履歴
- ・(外国産原料)外国産原料の輸入、調達に係る書類及び原料の輸入者から輸出者までの数量履歴

日本から第三国への貨物の動きを証明(*)

- ・インボイスの写し
- ・船荷証券(B/L)の写し
- ・輸出許可通知書の写し

水産庁で確認の上、
輸入確認書を交付

水産庁で
確認の上、
返却

②経済産業省への 輸入割当・承認申請手続・審査

貿易管理部農水産室に以下の書類を提出

- ・輸入承認・割当申請書 2通
- ・申請理由書 1通
- ・当該貨物の船積地域が確認できる書類(船荷証券等の写し)
- ・商品名、数量、契約関係等を証するに足る書類(インボイス、契約書等の写し)
- ・**輸入確認書**

次回以降、同一の原料を使用した貨物の輸入申請を行う場合には、**添付書類(*)**を省略して必要事項を追記し、水産庁に提出。

輸入割当証明書・輸入承認証の交付